

【 検 査 】

６９８ スリットＭ（前眼部）（屈折異常等）の算定について

《令和７年１０月３１日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するＤ２７３細隙灯顕微鏡検査（前眼部）の算定は、原則として認められる。

- (1) 屈折異常
- (2) 睫毛乱生症
- (3) ドライアイ
- (4) 角膜疾患
- (5) 結膜疾患

○ 取扱いを作成した根拠等

細隙灯顕微鏡検査（前眼部）は、スリット状の細隙光を眼球にあて顕微鏡で立体的に組織断面を観察する検査で、前眼部（角膜から水晶体前面まで）を観察することができるものであり、上記(1)から(5)の傷病名に対する当該検査の有用性は高いと考えられる。

以上のことから、上記傷病名に対するＤ２７３細隙灯顕微鏡検査（前眼部）の算定は、原則として認められると判断した。